

【機密性2】

令和6年度横浜地方裁判所及び横浜地方裁判所管内簡易裁判所の裁判事務の分配、裁判官の配置、裁判官に差し支えのあるときの代理順序等を定める規程

横浜地方裁判所

令和5年12月15日

令和5年横浜地方裁判所規程第26号

改正 令和6年1月11日横浜地方裁判所規程第1号

改正 令和6年1月24日横浜地方裁判所規程第2号

改正 令和6年2月9日横浜地方裁判所規程第3号

改正 令和6年2月15日横浜地方裁判所規程第4号

改正 令和6年3月7日横浜地方裁判所規程第5号

改正 令和6年3月7日横浜地方裁判所規程第6号

改正 令和6年3月19日横浜地方裁判所規程第7号

改正 令和6年3月29日横浜地方裁判所規程第8号

令和6年度横浜地方裁判所及び横浜地方裁判所管内簡易裁判所の裁判事務の分配、裁判官の配置、裁判官に差し支えのあるときの代理順序等を定める規程を次のように定める。

令和6年度横浜地方裁判所及び横浜地方裁判所管内簡易裁判所の裁判事務の分配、裁判官の配置、裁判官に差し支えのあるときの代理順序等を定める規程

## **第1編 総則**

### **第1章 部の設置等**

#### **(部の設置)**

**第1条** 横浜地方裁判所本庁（以下「本庁」という。）に第1民事部から第9民事部までの9民事部及び第1刑事部から第6刑事部までの6刑事部を置き、横浜地方裁判所川崎支部（以下「川崎支部」という。）及び横浜地方裁判所小田原支部（以下「小田原支部」という。）に1民事部及び1刑事部を置く。

#### **(裁判官の配置)**

**第2条** 本庁の民事部及び刑事部、管内支部並びに簡易裁判所の裁判官の配置は、別表第1の(1)、別表第2の(1)、別表第3及び別表第4のとおりとする。

#### **(調停事件の調停主任及び労働審判事件の労働審判官)**

**第3条** 本庁の民事部においては第3民事部に配置された裁判官（判事の権限を有しない判事補（以下「未特例判事補」という。）を除く。）を、管内支部においては調停事件を担当する裁判官（未特例判事補を除く。）を、管内簡易裁判所においては調停事件を担当する裁判官又は民事調停官を調停事件の調停主任とする。ただし、本庁の民事部にあつては、第3民事部以外の部が事件を調停に付した場合において、当該部が調停事件を処理するときは、調停に付した部に所属する裁

判官（未特例判事補を除く。）のうち当該部の指定する者を調停事件の調停主任とする。

- 2 第7民事部に配置された裁判官（未特例判事補を除く。）を労働審判事件の労働審判官とする。

## **第2章 裁判事務の代理順序等**

### **（裁判事務の代理順序等）**

**第4条** 本庁の民事部及び刑事部の裁判長に差し支えがあるときは、別表第1の(1)及び別表第2の(1)に掲げる順序に従い、その裁判長の属する部に置かれる判事又は判事の権限を有する判事補（以下「特例判事補」という。）がその職務を行う。ただし、これによることが相当でない特段の事情があるときは、裁判長の属する部において、裁判長の職務を行う裁判官を定めることができる。

- 2 管内支部の裁判長に差し支えがあるときは、別表第3に掲げる順序に従い、川崎支部及び小田原支部については、その裁判長の属する部に置かれる判事又は特例判事補が、横浜地方裁判所横須賀支部（以下「横須賀支部」という。）については、その裁判長の属する支部に勤務する判事又は特例判事補がその職務を行う。

- 3 前2項の場合を除くほか、裁判官に差し支えがあるときは、その裁判官の属する部又は支部においてあらかじめ定める裁判官がその職務を行う。ただし、緊急を要する場合は、所長が職務を行う裁判官を定める。

- 4 管内簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、別表第4に掲げる順序に従い、その裁判官の属する簡易裁判所に勤務する裁判官がその職務を行う。

### **（新任判事補の裁判事務の取扱い）**

**第5条** 所長は、新任判事補の研さんのため、司法修習終了後3年3月未満の判事補に対し、期間又は日を定めて、本庁の民事部及び刑事部（当該新任判事補が配置されている部を除く。）の裁判事務の取扱いを命ずることができる。

### **（管内簡易裁判所の裁判官の職務の代行）**

**第6条** 裁判所法第36条第1項の規定により管内簡易裁判所の裁判官の職務を行

わせる裁判官については、別に定める。

### **第3章 本庁及び管内支部が取り扱う裁判事務等**

#### **(本庁において取り扱う事件)**

**第7条** 次の各号に掲げる事件は、本庁で取り扱う。

- (1) 労働審判事件
- (2) 横浜地方裁判所相模原支部（以下「相模原支部」という。）の裁判官に対する除斥、忌避及び回避並びに民事調停委員に対する除斥事件
- (3) 相模原支部の裁判官のした裁判に対する準抗告事件
- (4) 横須賀支部の合議体の構成員である裁判官に対する除斥、忌避及び回避事件で当該支部において合議体を構成することができないときその他裁判することができないときの当該除斥、忌避及び回避事件
- (5) 横須賀支部の裁判官のした裁判に対する準抗告事件で当該支部において裁判することができないもの
- (6) 川崎簡易裁判所、横須賀簡易裁判所、平塚簡易裁判所、小田原簡易裁判所及び厚木簡易裁判所を除く管内簡易裁判所の裁判官に対する除斥、忌避及び回避事件
- (7) 川崎簡易裁判所、横須賀簡易裁判所、平塚簡易裁判所、小田原簡易裁判所及び厚木簡易裁判所を除く管内簡易裁判所の裁判官がした裁判に対する準抗告事件

#### **(傍受原記録の保管事務)**

**第8条** 管内支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務は、本庁で取り扱う。

2 前項の保管事務は、第1刑事部の事務を総括する裁判官が処理する。

#### **(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続)**

**第9条** 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する

法律による審判は、本庁で取り扱う。ただし、同法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立ての受付及び当該申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務については、この限りではない。

#### **(再審事件)**

**第10条** 再審事件は、別段の定めがある場合を除くほか、原裁判をした本庁若しくは管内支部又は簡易裁判所で取り扱う。

### **第4章 事件の回付及び自庁処理**

#### **(事件の回付)**

**第11条** 本庁と管内支部間又は管内支部相互間で事件を回付するには、第7条により回付する場合を除き、回付の申出をする庁とこれを受ける庁との間の協議により定める。ただし、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第1条で定める管轄区域に属しない庁から管轄区域に属する庁（本庁にあっては上訴事件、行政事件のほか同規則別表の各支部管轄区域を除いた区域に係る事件に限る。）に回付する場合は、この限りでない。

2 前項の協議は、本庁にあっては民事又は刑事の所長代行者が、管内支部にあっては支部長が担当する。

#### **(相模原支部に係属する付合議相当の民事事件の回付に係る特例)**

**第12条** 前条の規定にかかわらず、相模原支部に係属する民事訴訟事件のうち、医療に関する事件、労働に関する事件その他の複雑困難な事件について、同支部から付合議相当を理由として本庁の民事部に回付する場合には、係属後6月以内の事件で、1司法年度を通じて、同支部の前年度における民事訴訟事件の新受件数の1パーセントに相当する件数（1件未満の端数があるときは、これを1件に切り上げるものとする。）に満つるまでのものについては、特段の協議を要しないものとする。

#### **(回付すべき事件の自庁処理)**

**第13条** 管内支部において取り扱うべき事件が本庁の民事部若しくは刑事部の各

部に分配された場合又は本庁において取り扱うべき事件が管内支部に分配された場合において、事件の分配を受けた本庁の民事部若しくは刑事部又は管内支部が特に必要があると認めるときは、その事件を自ら処理することができる。

## **第5章 開廷の日割**

### **(開廷の日割)**

**第14条** 本庁の民事部及び刑事部並びに管内支部の開廷日は、別表第1の(1)、別表第2の(1)及び別表第3のとおりとする。

## **第2編 裁判事務の分配**

### **第1章 本庁の民事部及び刑事部**

#### **第1節 通則**

##### **(事件の分配)**

**第15条** 事件は、別段の定めがある場合を除くほか、受理の順序に従い、事件の種類ごとに、別に定める割合に従って、当該種類の事件を担当する各部に順次分配する。

2 事件の分配を受けた部が、所属する裁判官に法律上職務を行うことができない事由があるため裁判所を構成することができないときは、別段の定めがある場合を除くほか、これを次順位の部に分配する。

3 前項の規定によりある部に分配すべき事件を当該部に分配したときは、当該部に分配すべき次順位の事件を先に分配を受けなかった部に分配する。

##### **(事件の分配の停止等)**

**第16条** 裁判官に病気その他の長期の差し支えが生じたとき、ある部の事務が繁雑であるためその部に事件を取り扱わせることを不相当とするときその他相当の理由があるときは、事務分配調整委員会は、当分の間、当該部に対する事件の分配の全部若しくは一部を停止し、又は当該部に分配された事件を他の部に移転することその他の必要な措置を講ずることができる。ただし、緊急を要する場合は、所長が必要な措置を講ずることができる。

- 2 前項の相当の理由がやんだ場合において、他の部との間に著しい事件負担の不均衡が生じたときは、事務分配調整委員会は、これを調整するため必要な措置を講ずることができる。

#### **(他部への事件の移転)**

**第17条** ある部に分配された事件が他の部に分配された事件と関連し、これらの事件を併せて審理するのが適当と認められるときは、関係のある部の事務を総括する裁判官の協議により、これらの事件をいずれかの部に移転することができる。この場合においては、新受事件により調整する。

### **第2節 本庁民事部**

#### **(民事事件の分類)**

**第18条** 民事事件は、通常事件と特殊事件とに分ける。

- 2 特殊事件は、別表第1の(2)に掲げる事件（同表に掲げる事件に係る証拠調べの受託事件を含む。）とし、その余の事件を通常事件とする。

#### **(通常事件の分配)**

**第19条** 通常事件は、第21条から第26条まで（第27条において準用する場合を含む。）、第29条及び第30条に定める場合を除き、次の各号に定める事件の種類ごとに、受理の順序に従って、別表第1の(3)に定める割合に従い、各部に順次分配する。ただし、第5号及び第6号に関する事件のうち、行政に関する事件及び知的財産権に関する事件はすべて第1民事部に分配する。

- (1) 第一審訴訟事件（次号に掲げる事件を除く。）
- (2) 手形訴訟及び小切手訴訟
- (3) 控訴事件
- (4) 抗告事件
- (5) 訴えの提起前における証拠保全事件（労働に関する事件を除く。）
- (6) 訴えの提起前における証拠収集処分事件（労働に関する事件を除く。）
- (7) 共助事件（次号に掲げる事件を除く。）



- (8) 民事訴訟法第204条、第210条及び第215条の3に基づく共助事件
  - (9) 仲裁法に基づく申立事件、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律に基づく申立事件及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく申立事件
  - (10) 民事事件に関する除斥及び忌避事件
  - (11) その他の事件
- 2 訴えの提起前における証拠保全事件及び証拠収集処分事件のうち、労働に関する事件はすべて第7民事部に分配する。
- 3 第20条第3項、第4項、第5項、第7項又は第8項の規定により医療に関する事件、交通に関する事件、労働に関する事件（別表第1の(2)の9(1)若しくは(5)に掲げる事件又は(3)に掲げる事件のうち仮の地位を定める仮処分事件に限る。）、建築に関する事件又は消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）第3条に規定する共通義務確認請求事件を分配した場合には、医療に関する事件1件につき第1項第1号に掲げる事件4件の分配が、交通に関する事件1件につき同号に掲げる事件2件の分配が、別表第1の(2)の9(1)に掲げる労働に関する事件1件につき同号に掲げる事件2件の分配が（ただし、別表第1の(2)の9(3)に掲げる事件のうち仮の地位を定める仮処分事件の本案となる訴訟事件については、1件につき同号に掲げる事件1件の分配とし、労働審判法第22条の規定（同法第24条2項で準用される場合を含む。）により訴えの提起があったとみなされた事件については、1件につき同号に掲げる事件0.5件の分配とする。）、別表第1の(2)の9(5)に掲げる労働に関する事件1件につき同号に掲げる事件1.5件の分配が（ただし、同法第6条の規定により却下された場合には、0.5件を減ずるものとする。）、別表第1の(2)の9(3)に掲げる労働に関する事件のうち仮の地位を定める仮処分事件1件につき同号に掲げる事件1件の分配が、建築に関する事件1件につき同号に掲げる事件3件の分配が、共通義務確認請求事件1件につき同号

に掲げる事件3件の分配があったものとみなす。

- 4 通常事件である第一審訴訟事件又は控訴事件について、当事者の数が10を超える場合には、10を超えるごとに1件を加算した数の事件の分配があったものとみなす。ただし、当事者の数が100を超えるときは、事務分配調整委員会は、分配があったものとみなされる事件の数を増減することができる。

### **(特殊事件の分配)**

**第20条** 行政に関する事件及び知的財産に関する事件は、第1民事部に分配する。

- 2 保全に関する事件・緊急の保護を求める事件、倒産に関する事件、執行に関する事件、調停・民事非訟に関する事件並びに特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第8条、第15条及び第16条に規定する申立事件は、第3民事部に分配する。
- 3 医療に関する事件は、受理の順序に従って、第4民事部及び第5民事部に順次分配する。
- 4 交通に関する事件（控訴事件及び抗告事件を除く。）は、第6民事部に分配する。
- 5 労働に関する事件（別表第1の(2)の9(2)に掲げる事件を除く。）は、第7民事部に分配する。
- 6 労働に関する事件（別表第1の(2)の9(2)に掲げる事件に限る。）は、受理の順序に従って、第1民事部、第3民事部及び第6民事部を除く各部に順次分配する。
- 7 建築に関する事件は、第9民事部に分配する。ただし、事務分配調整委員会は、当分の間、第9民事部に対する建築事件の分配の一部を停止し、第2民事部、第4民事部、第5民事部又は第8民事部に分配することその他の必要な措置を講ずることができる。
- 8 消費者裁判手続特例法第3条に規定する共通義務確認請求事件は、受理の順序に従って、第2民事部、第8民事部及び第9民事部に順次分配する。

### **(管内支部から回付された付合議相当事件の分配)**

**第21条** 付合議を前提に管内支部から回付された事件については、他の民事事件とは別に、前2条で定める事件の種類及び分配する事件の数の割合に従い、各部に分配する。ただし、第11条で定める事件の回付のうち関連事件については、関連事件を担当する部に分配する。

2 前項ただし書の定めにより関連事件が分配されたときは、新受事件により調整する。

**(簡易裁判所が1件として受理した事件等に係る上訴事件の分配)**

**第22条** 簡易裁判所が1件として受理し、又は併合して審理した事件に係る上訴事件は、同一の部に分配する。

**(差戻事件の分配)**

**第23条** 差戻事件のうち、単独事件については、差戻し前に裁判をした部の次順位の部に分配し、合議事件については、第2民事部で裁判をした事件は第8民事部に、第8民事部で裁判をした事件は第9民事部に、第9民事部で裁判をした事件は第2民事部に、第4民事部で裁判をした事件は第5民事部に、第5民事部で裁判をした事件は第4民事部に、第1民事部、第3民事部、第6民事部又は第7民事部で裁判をした事件は当該裁判をした部に分配する。

**(特殊事件の第15条第2項の特例)**

**第24条** 民事事件のうち特殊事件については、第15条第2項の規定を適用しない。ただし、医療に関する事件については、第4民事部に分配すべき事件は第5民事部に、第5民事部に分配すべき事件は第4民事部に分配し、労働に関する事件（別表第1の(2)の9(2)に掲げる事件に限る。）については、第2民事部に分配すべき事件は第4民事部に、第4民事部に分配すべき事件は第5民事部に、第5民事部に分配すべき事件は第7民事部に、第7民事部に分配すべき事件は第8民事部に、第8民事部に分配すべき事件は第9民事部に、第9民事部に分配すべき事件は第2民事部に分配し、消費者裁判手続特例法第3条に規定する共通義務確認請求事件については、第2民事部に分配すべき事件は第8民事部に、第8民事

部に分配すべき事件は第9民事部に、第9民事部に分配すべき事件は第2民事部に分配する。

#### **(控訴提起事件等の分配)**

**第25条** 次の各号に掲げる事件は、当該不服申立て又は再審の対象となった裁判をした部に分配する。

- (1) 控訴提起事件及び控訴提起事件に付随する執行停止事件
- (2) 上告、飛躍上告又は抗告各提起事件及びこれらに付随する執行停止事件
- (3) 飛躍上告受理申立事件及びこれに付随する執行停止事件
- (4) 再審事件及びこれに付随する執行停止事件

#### **(裁判官又は民事調停官の除斥又は忌避の申立事件の分配)**

**第26条** 裁判官又は民事調停官の除斥又は忌避の申立事件は、受理の順序に従って、各部に順次分配する。ただし、除斥若しくは忌避を申し立てられた裁判官又は除斥若しくは忌避を申し立てられた民事調停官に当該事件を指定した裁判官の所属する部に分配することとなる場合には、次に分配を受けることとなる部に分配し、次の事件を先に分配を受けなかった部に分配する。

#### **(裁判所書記官、専門委員、民事調停委員又は労働審判員の除斥又は忌避の申立事件についての準用)**

**第27条** 前条の定めは、裁判所書記官、専門委員、民事調停委員又は労働審判員の除斥又は忌避の申立事件について準用する。

#### **(事件の再分配)**

**第28条** 事件の分配を受けた部が、所属する裁判官に法律上職務を行うことができない事由があるため裁判所を構成することができないときは、当該事件を同一種類の事件の分配を受けるべき他の部に、受理の順序に従って、順次分配し、同数の新受事件を当該部に分配する。

#### **(本案事件に関する各種申立事件の分配)**

**第29条** 本案事件に関する各種申立事件（保全に関する事件を除く。）は、本案

事件が係属する部に分配する。

#### **(既済事件に関する各種申立事件の分配)**

**第30条** 執行文の付与、執行文の付与の申立てに関する処分に対する異議、これらに付随する執行停止その他既済事件に関する各種申立事件は、当該既済事件が係属していた部（記録が本案事件を担当する他の部に送付されたときは、当該他の部）に分配する。

### **第3節 本庁刑事部**

#### **(事件の分配)**

**第31条** 刑事事件は、被告人一人を1件とみなして順次分配する。

#### **(事件の担当及び分配割合)**

**第32条** 刑事事件の担当及び分配割合は、別表第2の(2)のとおりとする。

#### **(回付された裁定合議事件の分配)**

**第33条** 裁定合議を前提に相模原支部から回付された事件については、裁定合議委員会の議決に付す。同委員会において合議事件として処理することとなったときは、合議事件として分配する。

#### **(差戻事件の分配)**

**第34条** 刑事合議事件の差戻事件（取消事件を含む。）のうち、第1刑事部で裁判した事件に係る事件は第2刑事部に、第2刑事部で裁判した事件に係る事件は第3刑事部に、第3刑事部で裁判した事件に係る事件は第4刑事部に、第4刑事部で裁判した事件に係る事件は第5刑事部に、第5刑事部が裁判した事件に係る事件は第6刑事部に、第6刑事部が裁判した事件に係る事件は第1刑事部に分配する。

#### **(刑事補償請求事件等の分配)**

**第35条** 次の事件は、当該既済事件を裁判した部に分配する。

- 1 刑事補償請求事件及び費用補償請求事件
- 2 訴訟費用免除申立事件

### **(令状請求事件等の分配)**

**第36条** 令状請求事件（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（別表第2の(2)において「医療観察法」という。）第34条第1項及び第60条第1項の鑑定入院を命ずる裁判に関する事務を含み、組織的な犯罪の処罰及び犯罪の収益の規制等に関する法律（別表第2の(2)において「組織的犯罪処罰法」という。）第71条第1項の令状の発付請求事件を除く。）及び被疑者国選弁護人選任請求事件は、第1刑事部に分配し、同部の裁判官のほか別に定める申合せによって当庁の裁判官がてん補して処理する。

### **(勾留理由開示請求事件の分配)**

**第37条** 勾留理由開示請求事件は、当該勾留状を発した部又は裁判官に分配する。

#### **(次順位の部への分配(1))**

**第38条** 勾留状を発し、起訴前の証拠調べをし、又は指定弁護士を指定した裁判官の属する部に当該公判事件を分配すべき場合において、その裁判官が関与するのでなければ事件の審理及び裁判をすることができないときは、その事件を次順位の部に分配する。

#### **(次順位の部への分配(2))**

**第39条** 公判事件の係属する部の裁判官が、刑事訴訟法第179条第1項又は第280条第1項の処分をすべき場合において、その裁判官が関与するのでなければ当該公判事件の審理及び裁判をすることができないときは、その処分は、次順位の部の裁判官が処理する。

## **第2章 管内簡易裁判所**

### **(裁判事務の分配)**

**第40条** 管内簡易裁判所における裁判事務の分配は、別表第4のとおりとする。

## **第3編 司法行政事務の代理順序**

### **(所長の代理)**

**第41条** 所長に差し支えがあるときは、次の順位に従い代理する。

第1順位 波多江 真 史

第2順位 中 山 大 行

**第42条** 第4条第1項の規定は、部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合において、司法行政事務につきこれを代理する者の順序について準用する。

**(支部長の代理)**

**第43条** 支部長に差し支えがあるときは、別表第5に掲げる者が、その順序に従い、司法行政事務についてこれを代理する。

**第44条** 第4条第2項の規定は、部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合において、司法行政事務につきこれを代理する者の順序について準用する。

**(簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の代理)**

**第45条** 各簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、別表第6に掲げる者が、その順序に従い、司法行政事務についてこれを代理する。

附 則

1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。

2 年度の当初における事件の分配は、前年度において最後の分配を受けた部の次順位にあるものから始める。

附 則 (令和6年1月11日・規程第1号)

この規程は、令和6年1月16日から施行する。

附 則 (令和6年1月24日・規程第2号)

この規程は、令和6年2月20日から施行する。

附 則 (令和6年2月 9日・規程第3号)

この規程は、令和6年2月19日から施行する。

附 則 (令和6年2月15日・規程第4号)

この規程は、令和6年2月20日から施行する。

附 則 (令和6年3月 7日・規程第5号)

この規程は、令和6年3月14日から施行する。

附 則（令和6年3月 7日・規程第6号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日・規程第7号）

この規程の第1項及び第5項は、令和6年4月1日から施行し、第2項から第4項までは、令和6年3月25日から施行する。

附 則（令和6年3月29日・規程第8号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。



別表第1の(1) (本庁民事部)

部	裁 判 官	開 廷 日 割
第1民事部	(総) 裁判長 判 事 岡 田 伸 太 判 事 向 井 敬 二 (特) 判 事 補 野 田 翼 (特) 判 事 補 濱 中 利 奈	月 水 金
第2民事部	(総) 裁判長 判 事 小 西 洋 判 事 大 竹 貴 判 事 谷 藤 一 弥 判 事 補 門 野 亜 美	月 火 水 金
第3民事部	(総) 裁判長 判 事 波多江 真 史 判 事 綿 貫 義 昌 判 事 熊 谷 聡 判 事 澁 谷 輝 一 判 事 高 橋 心 平 判 事 塩 谷 真理 絵 判 事 小 島 務 判 事 吉 田 那 奈 (特) 判 事 補 小久保 珠 美 (特) 判 事 補 山 本 隼 人 判 事 補 北 川 斉 佳 判 事 補 蓼 沼 佑 一	月 火 水 木 金

第4民事部	(総) 裁判長 判 事 高 取 真理子 判 事 島 田 英一郎 判 事 松 川 まゆみ 判 事 補 齋 藤 壮 来 判 事 補 柴 田 康 平	月火水木金
第5民事部	(総) 裁判長 判 事 藤 岡 淳 判 事 中 里 敦 判 事 田郷岡 正 哲 (特) 判 事 補 番 條 雅 代 (特) 判 事 補 金 光 美 奈 判 事 補 六 郷 和 紀	火水木金
第6民事部	(総) 裁判長 判 事 河 合 芳 光 判 事 蛭 川 明 彦 判 事 甲 元 雅 之 判 事 岩 田 瑶 子 (特) 判 事 補 新 井 宏 基	月火水木金
第7民事部	(総) 裁判長 判 事 眞 鍋 美穂子 判 事 平 城 恭 子 判 事 横 地 由 美 判 事 伏 見 英 判 事 中 保 秀 隆 (特) 判 事 補 楠 本 康 太	月火水木金

第8民事部	(総) 裁判長 判 事 中 山 雅 之 判 事 下 田 敦 史 判 事 清 野 英 之 判 事 補 村 上 ゆりあ 判 事 補 井 黒 初 音	火 木 金
第9民事部	(総) 裁判長 判 事 藤 澤 孝 彦 判 事 西 尾 洋 介 判 事 三 坂 歩 判 事 補 南 晴 鞠 子	月 火 水 木 金

一部改正 (6. 1. 16施行・令和6年規程第 1号)

一部改正 (6. 4. 1施行・令和6年規程第 6号)

別表第1の(2) (本庁民事部)

特殊事件分類表

1 行政に関する事件

- (1) 抗告訴訟事件、当事者訴訟事件、民衆訴訟事件及び機関訴訟事件
- (2) 行政事件訴訟法第45条第1項に規定する処分の効力等を争点とする訴訟事件
- (3) 行政事件訴訟法第13条第1号に規定する処分又は裁決に関連する原状回復又は損害賠償の請求の事件（処分について取消訴訟が提起されているものに限る。）
- (4) 地方自治法第242条の3第2項の規定による損害賠償又は不当利得返還の請求事件
- (5) (1)の当事者訴訟事件又は(2)から(4)までに掲げる訴訟事件を本案とする仮差押え及び仮処分事件（仮差押え又は仮処分命令に対する異議及び取消しの事件を含む。）並びにこれらに関する執行異議事件及び執行停止事件
- (6) (5)に掲げる事件に関する担保又は保証の取消しに関する事件
- (7) 行政非訟事件
- (8) 労働組合法第27条の19第1項に規定する労働委員会の命令の取消しを求める訴訟事件、労働組合法第27条の20に規定する緊急命令事件、公務員を当事者とする訴訟事件で9(1)に掲げる訴訟事件と同種のもの

2 知的財産権に関する事件

- (1) 知的財産権訴訟事件
  - ア 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権又は回路配置利用権に関する請求（契約に基づく使用料請求を除く。）事件
  - イ 商法第12条、会社法第8条又は第21条又は不正競争防止法に規定する請求事件
  - ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第24条に規定する請求事件（同法第78条の規定による申立事件を含む。）
  - エ 種苗法による育成者権に関する請求事件
  - オ 他人の氏名、名称又は肖像を広告の目的又は商業的目的（報道目的を含まない。）のために無断で使用する行為に関する請求事件
- (2) (1)に掲げる訴訟事件を本案とする仮差押え及び仮処分事件（仮差押え又は仮処分命令に対する異議及び取消しの事件を含む。）並びにこれらに関する執行異議事件及び執行停止事件
- (3) (2)に掲げる事件に関する担保又は保証の取消しに関する事件
- (4) 特許登録令第23条第2項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する仮登録仮処分事件

3 保全に関する事件・緊急の保護を求める事件

- (1) 仮差押え及び仮処分事件（仮差押え及び仮処分命令に対する異議及び取消しの事件

を含む。)並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件(別に定めがある場合を除く。)

- (2) 仮登記仮処分事件
- (3) 担保又は保証の取消しに関する事件(別に定めがある場合を除く。)
- (4) 人身保護事件
- (5) 配偶者暴力等に関する保護命令事件

#### 4 倒産に関する事件

- (1) 破産事件
- (2) 再生事件
- (3) 免責及び復権事件
- (4) 会社更生事件
- (5) 船舶所有者等責任制限事件及び油濁損害賠償責任制限事件
- (6) 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(以下「消費者裁判手続特例法」という。)第2章第2節第1款に規定する簡易確定事件

#### 5 執行に関する事件

- (1) 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械又は債権その他の財産権に対する強制執行又は担保権の実行としての競売等の事件
- (2) 動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売等の事件の配当等手続事件
- (3) 企業担保権実行事件
- (4) 仮差押えの執行としての強制管理事件
- (5) 強制執行又は担保権の実行としての競売等の事件((4)に掲げる事件を含む。)に関し、口頭弁論を開くことなく執行裁判所として裁判をすることができる事件
- (6) 動産の仮差押え及び仮処分に関する執行異議事件
- (7) (5)又は(6)に掲げる事件の申立てに伴う執行停止事件
- (8) 執行裁判所が立てるべきことを命じた担保の取消しに関する事件
- (9) 財産開示手続に関する事件
- (10) 公正証書の執行文付与の申立事件、同申立てに関する処分に対する異議事件
- (11) 公正証書の公示送達の許可事件
- (12) 電話加入権換価事件に関する共助事件
- (13) 第三者からの情報取得手続に関する事件

#### 6 調停・民事非訟に関する事件

- (1) 調停事件(他の部が当該部の裁判官による調停に付した事件を除く。)
- (2) 民事調停規則第5条又は特定債務等の調停の促進のための特定調停に関する法律第7条の規定による民事執行の手続の停止又は続行の申立事件
- (3) 民事及び商事非訟事件
- (4) 借地非訟事件

- (5) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法又は接收不動産に関する借地借家臨時処理法による非訟事件
- (6) 仲裁法第16条第3項、第17条第2項から第5項まで及び第20条に規定する事件
- (7) 公示催告事件
- (8) 過料事件（労働組合法第32条から第32条の4に規定する事件を除く。）

## 7 医療に関する事件

- (1) 医師又は歯科医師及び医療補助者の患者に対する診療、検査、注射、治療、手術、麻酔、管理その他の医療行為の過失に基づく被害を理由とする損害賠償請求事件
- (2) (1)の債務不存在確認請求事件

## 8 交通に関する事件

- (1) 交通事故を原因とする損害賠償請求事件、債務不存在確認請求事件及び求償金請求事件（船舶又は航空機事故によるものを除く。）
- (2) 自動車事故責任保険金請求事件

## 9 労働に関する事件

- (1) 労働訴訟事件
  - ア 雇用契約関係の存否に関する請求事件
  - イ 賃金請求権その他雇用契約関係又は就業規則に基づく権利関係に関する請求事件
  - ウ 労働協約その他労使間の協定の存否又はこれに基づく権利関係に関する請求事件
  - エ 争議行為その他の団体行動又はこれに関連して生じた権利関係に関する請求事件
  - オ 労働組合その他労働者の団体の加入関係の存否又は組合費請求権その他前記団体の規約、決議等に基づく権利関係に関する請求事件
  - カ 労働組合のその他労働者の団体の結成、解散、役員選任等に関連して生じた権利関係に関する請求事件
  - キ 労働基準法に基づく請求権に関する請求事件
  - ク その他労働関係又は労働者の団体若しくは団体行動に関連して生じた権利関係に関する請求事件
- (2) 業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に係る債務不履行又は不法行為を理由とした損害賠償請求事件（(1)に掲げる事件又は(1)に掲げる事件に関連する事件を除く。）
- (3) (1)に掲げる事件に関する訴訟事件を本案とする仮差押え及び仮処分事件（仮差押え又は仮処分命令に対する異議及び取消しの事件を含む。）並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件
- (4) (3)に掲げる事件に関する担保又は保証の取消しに関する事件
- (5) 労働審判事件
- (6) 労働組合法第32条から第32条の4までに規定する過料事件
- (7) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第33条に規

定する過料事件

- (8) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第31条に規定する過料事件

## 10 建築に関する事件

- (1) 建物（土地の工作物を含む。以下同じ。）に関する請負工事（外壁工事、内装工事、リフォーム工事を含む。(2)において同じ。）代金、設計料、監理料又は売買代金の請求事件。ただし、次のいずれかを争点とするものに限る。

ア 設計、監理、請負工事の瑕疵、債務不履行又は契約不適合

イ 請負工事の完成の有無

ウ 請負工事の追加又は変更

エ 設計、監理又は請負工事の出来高

- (2) 建物の設計、監理、請負工事の瑕疵、債務不履行又は契約不適合を原因とする損害賠償・代金減額・修補請求事件

- (3) 解体工事を含む請負工事に伴う振動・地盤沈下に基づく建物に関する損害賠償請求事件

## 11 消費者裁判手続特例法第3条に規定する共通義務確認請求事件

## 12 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第8条、第15条及び第16条に規定する申立事件

【機密性2】

別表第1の(3) (本庁民事部)

第19条第1項に掲げる事件を分配する部及び分配割合

		第19条第1項に掲げる事件					
		(1), (2)及び(9)の事件	(3)の事件	(4)及び(7)の事件	(5)及び(6)の事件	(8)及び(11)の事件	(10)の事件
民事部	第1民事部	1	1	—	1	1	1
	第2民事部	5	2	1	1	1	1
	第3民事部	—	—	—	—	—	1
	第4民事部	5	2	1	2	1	1
	第5民事部	5	2	1	2	1	1
	第6民事部	8	2	1	1	1	1
	第7民事部	7	—	—	—	1	1
	第8民事部	5	2	1	1	1	1
	第9民事部	5	2	1	1	1	1



## 別表第2の(1) (本庁刑事部)

部	裁 判 官	開 廷 日 割
第1刑事部	(総) 裁判長 判 事 吉 井 隆 平 判 事 内 藤 尚 子 判 事 補 関 口 遼 介	月火水木金
第2刑事部	(総) 裁判長 判 事 丹 羽 敏 彦 判 事 世 森 ユキコ 判 事 補 沼 田 真 志	月火水木金
第3刑事部	(総) 裁判長 判 事 西 野 吾 一 判 事 白 石 篤 史 判 事 福 田 恵美子 判 事 田 中 結 花 判 事 補 柴 田 拓 真	月火水木金
第4刑事部	(総) 裁判長 判 事 奥 山 豪 判 事 倉 知 泰 久 判 事 補 山 田 洋 子	月火水木金
第5刑事部	(総) 裁判長 判 事 中 山 大 行 (特) 判 事 補 菅 野 裕 希 判 事 補 安 藤 幸 歩	月火水木金
第6刑事部	(総) 裁判長 判 事 足 立 勉 判 事 藤 原 靖 士 判 事 補 安 原 駿	月火水木金

一部改正 (6. 1. 16施行・令和6年規程第 1号)

一部改正 (6. 2. 20施行・令和6年規程第 2号)

一部改正 (6. 2. 20施行・令和6年規程第 4号)

一部改正 (6. 3. 14施行・令和6年規程第 5号)

一部改正 (6. 4. 1施行・令和6年規程第 6号)

別表第2の(2) (本庁刑事部)

部	事 件	分配割合
第1刑事部 第2刑事部 第3刑事部 第4刑事部 第5刑事部 第6刑事部	1 第1審公判法定合議事件（裁判員裁判対象事件（注1）及び涉外事件を除く。）	各6分の1
	2 裁判員裁判対象事件	各6分の1
	3 第1審公判事件（差戻及び取消事件を含み、前2号の事件、涉外事件及び即決裁判手続申立事件を除く。）	第1刑事部 第2刑事部 第4刑事部 第6刑事部 各47分の7 第3刑事部 47分の14 第5刑事部 47分の5
	4 裁定合議委員会において裁定合議相当の決定のあった事件	各6分の1
	5 当該部において合議体で裁判する旨の決定をした事件	各 全部
	6 涉外事件で第1審公判法定合議の対象とされているもの（裁判員裁判の対象とされているものを除く。）	各6分の1
	7 涉外事件（前号の事件、裁判員裁判対象事件及び即決裁判手続申立事件を除く。）	第1刑事部 第2刑事部 第4刑事部 第6刑事部 各47分の7 第3刑事部 47分の14 第5刑事部 47分の5
	8 即決裁判手続申立事件	刑事部の裁判官が別に定める申合せによる
	9 刑事事件に関する除斥、忌避及び回避事件	各6分の1
	10 準抗告事件、裁判員法上の異議の申立事件（注2）、裁判員法第41条第2項の送付に基づく裁判員等の解任の請求事件、裁判員法第43条第2項の通知に基づく裁判員等の解任事件及び裁判員法第3条第1項の対象事件からの除外の事件	刑事部の裁判官が別に定める申合せによる
	11 準起訴手続の審判請求事件	各6分の1
	12 医療観察法の申立事件	刑事部の裁判官が別に定める申合せによる

部	事 件	分配割合
	13 起訴前の証拠調請求事件、証拠保全請求事件及び共助事件（組織的犯罪処罰法又は麻薬特例法（注3）による国際共助事件を除く。）	事件ごとに各6分の1
	14 訴訟費用負担請求事件（注4）	各6分の1
	15 指定弁護士の指定（注5）	各6分の1
	16 刑の執行猶予言渡取消請求事件（通常）、刑の執行猶予言渡取消請求事件（遵守事項違反）（注6）	事件ごとに各6分の1
	17 没収保全・追徴保全請求事件	各6分の1
	18 その他の請求又は申立事件（組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の請求又は申立事件（17号の事件を除く。）を含む。）（注7）	各6分の1

注1 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）第2条第1項に定める事件をいう。

注2 裁判員法第35条第1項（同法第38条第2項、第47条第2項及び第92条第2項において準用する場合を含む。）、第42条第1項及び第94条第1項の申立てをいう。

注3 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律をいう。

注4 刑事訴訟法第187条の2の請求をいう。

注5 検察審査会法第41条の9の指定をいう。

注6 （遵守事項違反）は、刑法第26条の2第2号又は第27条の5第2号によるものをいい、（通常）はその他の定めによるものをいう。

注7 組織的犯罪処罰法第3章の裁判請求事件、同法第4章及び第6章の保全請求事件及びこれらの処分に付随する処分を求める申立事件、同法第71条第1項の令状の発付請求事件並びに麻薬特例法第4章の裁判請求事件、同法第5章及び第6章の保全請求事件及びこれらの処分に付随する処分を求める申立てのうち、裁判所の休日に関する法律第1条第1項に定める休日及びそれ以外の日の通常勤務時間外に受理した事件は、準抗告事件の場合と同様に取り扱う。

別表第3 (管内支部)

支部	部	裁判官	開廷日割
川崎支部	民事部	(総) 裁判長 判 事 櫻 井 佐 英 (兼務) 判 事 岡 部 純 子 判 事 片 山 憲 一 判 事 坂 田 千 絵 判 事 野 原 利 幸 判 事 松 井 芳 明 判 事 田 端 理 恵 子 判 事 村 井 み わ 子 (特) 判事補 森 朋 美 (特) 判事補 三 好 瑛 理 華 判事補 渡 邊 結 有	月 火 水 木 金
	刑事部	(総) 裁判長 判 事 岡 部 純 子 判 事 幅 田 勝 行 判 事 行 方 美 和 判事補 齊 藤 あ ゆ み	月 火 水 木 金
相模原支部	民事部	判 事 倉 澤 守 春 判 事 小 林 邦 夫 判 事 岡 部 絵 理 子	火 水 木 金
	刑事部	判 事 今 井 和 桂 子 判 事 岩 松 浩 之 判 事 和 久 登 貴 子	月 火 金

横須賀支部	民事	裁判長 判 事 小河原 寧 判 事 渡 辺 智 子 判 事 名 島 亨 卓 判 事 宮 澤 陸 子	月 火 水 金
	刑事	判 事 片 多 康	火 水 木
小田原支部	民事	(総) 裁判長 判 事 佐々木 直 人 判 事 渡 辺 真 理 判 事 前 澤 功 判 事 田 中 智 子 判 事 飯 野 里 朗 判 事 杉 田 薫 判 事 中 村 陽 菜 判 事 織 本 も な み 判事補 笠 松 咲 穂	月 火 水 木 金
	刑事	(総) 裁判長 判 事 木 山 暢 郎 判 事 寺 本 真 依 子 判 事 内 山 慎 子 判事補 柏 木 悠 香	月 火 水 木 金

一部改正 (6. 1. 16施行・令和6年規程第 1号)

一部改正 (6. 2. 19施行・令和6年規程第 3号)

一部改正 (6. 3. 25施行・令和6年規程第 7号)

一部改正 (6. 4. 1施行・令和6年規程第 7号)

別表第4 (管内簡易裁判所)

簡裁	裁判官	裁判事務の 分 配	裁判事務の 代理順序
横 浜	裁判官 永 田 浩 昭 裁判官 長 坂 和 仁 裁判官 山 田 真 秀 裁判官 古 賀 徳 秀	民事・刑事 事 件	裁判官 古 賀 徳 秀 裁判官 山 田 真 秀 裁判官 長 坂 和 仁 裁判官 永 田 浩 昭
神 奈 川	裁判官 大 熊 一 之 裁判官 都 甲 昌 弘 裁判官 小 泉 孝 博 裁判官 小 野 昭	民事・刑事 事 件	左記記載の順序
保 土 ヶ 谷	裁判官 森 義 之 裁判官 山 本 文 教	民事・刑事 事 件	左記記載の順序
川 崎	裁判官 土 肥 直 樹 裁判官 瀬 尾 豊 治 裁判官 佐 藤 信 哉	民事・刑事 事 件	左記記載の順序
鎌 倉	裁判官 福 永 浩 之	民事・刑事 事 件	
藤 沢	裁判官 向 笠 元 章 裁判官 中 山 仰 二	民事・刑事 事 件	左記記載の順序
相 模 原	裁判官 藤 野 陽 裁判官 室 岡 克 也 (兼務) 裁判官 小 林 邦 夫	民事・刑事 事 件	左記記載の順序

横須賀	裁判官 大 島 徹 (兼務) 裁判官 渡 辺 智 子 (兼務) 裁判官 片 多 康 卓 (兼務) 裁判官 名 島 亨 卓 (兼務) 裁判官 宮 澤 睦 子 (填補) 裁判官 佐 藤 晋 一 郎	民事・刑事 事件	左記記載の順序
平塚	裁判官 市 川 智 祥	民事・刑事 事件	
小田原	裁判官 布 施 敏 幸 (兼務) 裁判官 杉 田 薫 (兼務) 裁判官 中 村 陽 菜 (兼務) 裁判官 笠 松 咲 穂 (兼務) 裁判官 柏 木 悠 香	民事・刑事 事件	左記記載の順序
厚木	裁判官 大 角 文 之	民事・刑事 事件	

一部改正 (6. 3. 25施行・令和6年規程第 7号)

一部改正 (6. 4. 1施行・令和6年規程第 7号)

一部改正 (6. 4. 1施行・令和6年規程第 8号)

別表第5 (管内支部)

支 部	司 法 行 政 事 務 に つ い て 代 理 す る 者
川 崎	判 事 櫻 井 佐 英 判 事 片 山 憲 一
相 模 原	判 事 小 林 邦 夫 判 事 今 井 和 桂 子
横 須 賀	判 事 渡 辺 智 子 判 事 片 多 康
小 田 原	判 事 木 山 暢 郎 判 事 渡 辺 真 理

一部改正 (6. 4. 1施行・令和6年規程第7号)



別表第6 (管内簡易裁判所)

簡 易 裁 判 所	司 法 行 政 事 務 に つ い て 代 理 す る 者
横 浜 簡 易 裁 判 所	裁判官 長 坂 和 仁 裁判官 山 田 真 裁判官 古 賀 徳 秀
神 奈 川 簡 易 裁 判 所	裁判官 都 甲 昌 弘 裁判官 小 泉 孝 博 裁判官 小 野 昭
保 土 ヶ 谷 簡 易 裁 判 所	裁判官 山 本 文 教
川 崎 簡 易 裁 判 所	裁判官 土 肥 直 樹 裁判官 瀬 尾 豊 治 裁判官 佐 藤 信 哉
鎌 倉 簡 易 裁 判 所	(藤沢簡裁) 裁判官 向 笠 元 章
藤 沢 簡 易 裁 判 所	裁判官 中 山 仰 二
相 模 原 簡 易 裁 判 所	裁判官 藤 野 陽 裁判官 室 岡 克 也
横 須 賀 簡 易 裁 判 所	裁判官 大 島 徹
平 塚 簡 易 裁 判 所	(小田原簡裁) 裁判官 布 施 敏 幸
小 田 原 簡 易 裁 判 所	裁判官 布 施 敏 幸
厚 木 簡 易 裁 判 所	(平塚簡裁) 裁判官 市 川 智 祥

一部改正 (6. 3. 25施行・令和6年規程第 7号)